

令和6年10月1日開会

ごみ処理施設等調査 特別委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

ごみ処理施設等調査特別委員会会議録

～～～～～～～～～～

日 程

日 時 令和6年10月1日（火）
午前10時
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 報告案件
鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設建設候補地選定検証委員会の検証結果及び地元対応について
- 3 閉 会

～～～～～～～～～～

出 席 者 （8名）

委 員 長	中 田	利 幸	副委員長	山 本	芳 昭
委 員	奥 岩	浩 基	委 員	渡 辺	穰 爾
委 員	森 岡	俊 夫	委 員	景 山	浩
委 員	勝 部	俊 徳	委 員	三 好	晋 也

～～～～～～～～～～

欠 席 者 （0名）

～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

副管理者 米子市副市長	伊澤 勇人	事務局長	三上 洋
事務局次長兼ごみ処理施設整備課長	生田 公志	事務局ごみ処理施設整備課長補佐	大峯 正人
事務局ごみ処理施設整備課長補佐	加藤 公教		

～～～～～～～～～～

議 会 担 当 職 員

書 記 長	瀬尻 かおり	書 記	近 藤 隆
-------	--------	-----	-------

～～～～～～～～～～～～～～～～

1 開 会

(午前10時00分)

○中田委員長 ただいまより、ごみ処理施設等調査特別委員会を開会いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

2 報 告 案 件

○中田委員長 それでは、日程2の報告案件に入ります。

本日の報告案件は1件でございます。

まず、当局からの説明を受け、その後で質問を受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設建設候補地選定検証委員会の検証結果及び地元対応についてを議題といたします。

当局からの説明をお願いいたします。生田ごみ処理施設整備課長。

○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 それでは、私のほうから御報告を申し上げます。

資料の1を御覧いただきたいと思います。

大きな1番から説明をさせていただきますが、このたびの一般廃棄物処理施設建設候補地選定検証委員会の検証結果についてでございますが、まず、(1)番の委員の構成でございます。

このたびの検証委員会につきましては、4名の専門家の方で構成をさせていただいております。

こちらの委員の方につきましては、他市の一般廃棄物処理施設の用地選定委員会ですとか、他県の環境影響評価の技術審査委員などに就任をされている方々を中心に選出をさせていただいたということでございます。

続きまして、(2)番の審議の経過でございます。

第1回の検証委員会を令和6年7月8日に開催をいたしまして、それ以降、第7回、8月29日まで委員会を開催しております。

審議等の内容につきましては記載のとおりでございますので、御確認をお願いいたします。

おはぐりいただきまして、2ページになります。

検証委員会による検証結果の概略でございます。

①番の用地選定委員会による建設候補地選定結果に関する検証結果といたしましては、アンダーラインのところになりますが、用地選定委員会による建設候補地の選定は合理的に行われたものと考えた。したがって、用地選定委員会による建設候補地選定結果に疑義が生じるものではないと考えたことから、用地選定委員会の答申は有効になり得るものと考えたという結果でございます。

続きまして、②番でございます。

彦名校区自治連合会の皆様と見解が相違する項目に関します組合の見解に関する検証の結果で

ございますが、この項目に関しまして組合の見解については、いずれも妥当なものであると考えたというのが結果でございます。

それから③番といたしまして、付帯意見をいただいております。

建設候補地の選定につきまして、地元住民の理解が得られるよう分かりやすい説明に努められたいという意見をいただいております。

いただきました検証の報告書につきましては、後ほど説明させていただきます。

大きな2番の今後の地元対応でございますが、中間処理施設につきましては、この間、彦名校区自治連合会様のほうとやり取りをさせていただいております、検証結果に関しまして説明会を開催することとなっております。

日程等につきましては、現在調整中という状況でございます。

(2) 番の最終処分場でございますが、報告書の内容などに関しまして地元説明を行うことにつきまして、2つの自治会様につきましては非公開で説明会を開催するという、そして2つの自治会につきましては資料配布でよいということで調整が済んでいるという、そういった状況でございます。

続きまして、別添の資料のほうを御覧ください。

第1、検証結果の結論につきましては、先ほど概略で説明させていただいたとおりでございますので、内容は省略させていただきます。

おはぐりいただきまして、2ページを御覧ください。

第2の結論に至った理由の中の2番の本委員会における検証の進め方でございます。

検証委員会は、彦名校区自治連合会さんが疑義を抱いておられます最終候補地評価に関する妥当性が主なものでしたが、これを検証するにとどまらず、建設候補地の選定プロセス全般についても検証することで、用地選定委員会による建設候補地選定結果における疑義の有無を確認をすることとしていただきました。

また、意見調整委員会から提出をされました意見書には、彦名校区自治連合会さんとの見解が相違する項目について細かく言及をされておられませんでしたので、この項目に対する組合の見解につきましても検証をいただいております。検証委員会におきまして検証した事項とその理由につきましては、ペーパー中ほどの表に記載のとおりでございます。

3番の検証事項の検証結果でございます。

(1) 番の検証事項の1つ目、候補地評価基準の妥当性でございますが、組合の候補地評価基準と他の自治体の候補地評価基準を比較などをした結果、第3回の用地選定委員会の段階で、廃棄物処理施設の建設候補地を選定するための基準として必要な評価項目は網羅されておまして、その後の変更につきましても合理的なものであったということから、妥当なものであると考えたという内容でございます。

検証事項につきましては、検証する項目を設定して検証いたしております、その検証項目につきましても、アからエに記載のとおりでございます。

続きまして、(2) 番の検証事項の2番目でございます。

最終候補地評価における評価項目の設定及び優位性の判定方法の妥当性でございますが、最終

候補地評価の調査項目につきましては、地元住民の理解の重要性、都道府県の環境影響評価条例に基づく手続き及び地元説明会における意見を踏まえて設定されており、優位性の判定方法は、調査項目を設定した考えに沿ったものであったことから妥当なものであると考えたと結論をいただいております。

検証項目につきましては、下のアとイに記載のとおりでございます。

参考といたしまして、報告書には記載はございませんが、最終候補地評価における評価項目を記載しております。

続きまして、(3) 番の検証事項の3になります。

最終候補地評価に基づく建設候補地の順位づけの基準の妥当性でございますが、最終候補地評価の各項目の優位性につきましては、評価項目を設定した考えに照らし合わせて合理的に判定されており、建設候補地の順位づけは、合理的な候補地評価基準に基づき客観的な視点を持って一次、二次評価され、最終候補地評価において合理的に設定された評価項目について優位性が判定されたものであったことから、適切なものであると考えたと結論づけていただいております。

検証項目につきましては、こちらも2点ございます。

こちらも報告書には記載はございませんが、参考といたしまして、最終候補地評価の有意性の判定を記載しております。

続きまして、4番の彦名校区自治連合会様と見解が相違する項目に関する組合の見解に関する検証でございます。

こちらにつきましては、(1) の最終候補地評価における生物調査の必要性から、おはぐりいただきまして、(7) 番の最終候補地評価における防災面の評価まで検証をしていただいております。

続きまして、第3、検証結果のまとめでございますが、1番の用地選定委員会から組合に提出された答申の有効性につきましては、用地選定委員会においては適切な候補地評価基準に基づき、客観的な評価により審議が進められたものと認められた。また、廃棄物処理施設の建設候補地の選定に当たっては、定性的なものを含めて総合的に建設候補地としての優位性を判断することが必要であり、建設候補地の選定プロセスとしては適切なものであったと考えた。以上のことから、用地選定委員会による建設候補地の選定は合理的に行われたものと考えた。したがって本委員会としては、用地選定委員会による建設候補地選定結果に疑義が生じるものではないと考えたことから、用地選定委員会の答申は有効になり得るものと考えたとされております。

2番の、見解が相違する項目に関する組合の見解の妥当性につきましては、見解が相違する項目に関する組合の見解について、その合理性、適切性を検証した結果、いずれも妥当なものであると考えたと結論をいただいております。

付帯意見は、検証結果を地元住民の皆様に説明する際は、この報告書を簡潔にまとめた資料を作成し、必要に応じて本委員会で使用した資料を抜粋するなどして、地元住民の理解が得られるよう分かりやすい説明に努められたいという意見を頂戴しております。

先ほど申し上げましたとおり、今後の地元対応につきましては、現在、日程調整なり最終処分場のほうは調整が済んでおりますけれども、地元の皆様の御理解をいただけるように丁寧に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、資料の2でございますが、こちらは検証委員会から御提出をいただきました報告書の本編になっております。概要は先ほど説明したとおりでございますので、資料2の説明は省略させていただきます。報告は以上です。

○中田委員長 当局からの説明がありましたが、それでは委員の皆様から質問等がありましたらお願いいたします。ありませんか。奥岩委員。

○奥岩委員 この件に関しましては、長期間、委員会の皆様に御協力いただきまして、また担当の方々しっかりと資料をまとめていただきまして、ありがとうございました。

内容を、報告書を読ませていただきまして、理解をさせていただきました。先ほど御説明がありまして、一番最後の委員会からの報告の付帯意見になるんですけど、地元住民さんに説明する際に報告書を簡潔にまとめた資料を作成して、必要に応じて使用してくださいといったことだったんですが、要は本日頂きました資料1が簡潔にまとめた資料っていうようなイメージでいたらよろしいでしょうか。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 説明会における資料につきましては、また地元の皆様と御相談して作成して、その上で説明させていただきたいと考えております。

○中田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 我々は今までの経過も分かっていて、この資料だけを見ると、そうだったんですかっていうふうに納得がいくんですけど、地元の方に関しましては、しばらく期間も空きましたし、また最初の段階から丁寧に御説明していただいたほうが分かりやすいかなということも思いましたので、その辺も踏まえて調整していただけたらなと思います。

先ほど説明する際に、この資料1が簡潔な資料って先ほど私のほうから言ったんですけど、これだけでも恐らく聞く方は大変かなと思いますし。とは言え、あまりまとめすぎると、不安のある方々はどこかまた、いい具合にどこか隠してるんじゃないかみたいなことを言われるかもしれませんので、簡潔にまとめた資料と、あと必要に応じてこの資料2のほうも使用されると思うんですけど、こういった形でなったっていうのが、資料2の報告書を見るとかなり丁寧に書いてありますのでしっかり分かりますので、そのあたりをしていただけたらなと思います。

先ほど最初のところで御説明ありました、今後の地元対応は日程調整中っていうことだったんですが、今、10月に入りましたが、年度中にこれが開催される見込みなのか、それともある程度資料をまとめたり、やり取りをして、年度をまたぐのか、どのあたりのイメージでいらっしゃるでしょうか。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 先ほどの奥岩委員さんの御発言の中にもございましたが、意見調整委員会から検証委員会という流れの中で少し期間も空いておりますので、当局といたしましては、なるべく早い段階で説明会を開催させていただきたいというふうに考えておりますので、説明会で使用します資料の作成につきましても鋭意作成してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○中田委員長 時期はまだ…。生田ごみ処理施設整備課長。

○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 時期につきましては、先ほど申し上げましたとおり、中間処理施設につきましては現在、日程調整中でございますので、早い段階で説明会が開催できるように日程を調整していきたいと考えています。

最終処分場につきましては、今月中には説明をさせていただくということで調整をしております。

○中田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 了解いたしました。そうしますとこちらの件なんですけど、関係者と我々議会のほうは逐一資料を頂いたりですとか、まあ、本日は委員会のほうで御説明があったんで経過が分かるんですけど、その他の地域の方々、報道でしか見ていない方っていうのは、その後どうなったんだろうっていうのがなかなか分からないと思いますので、そちらのほうに関しましては積極的に各報道関係の方々に御協力もお願いしながら、情報発信していただきたいと思いますが、その件に関しましてはいかがでしょうか。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 報道関係の情報提供も含めまして、適宜、節目節目には情報を出していきたいというふうに考えております。

○中田委員長 よろしいですか。

○奥岩委員 はい。

○中田委員長 ほかにございませんか。渡辺委員。

○渡辺委員 今日、この委員会の検証結果を御説明いただいたんですけど、我々もこの4人以上に知見はないんで、妥当性というのを最終的に言われたということは、これは受け入れなければいけないというふうに思います。

そこでね、やっぱり一番気にするのは、先ほど奥岩委員からもあったんですけど、地元住民への説明ですね。ここが一番今後のことで気になるんですけど。改めて聞くんですけど、地元住民っていうのが、例えば彦名何区とか、前も報告受けたんですけど、どの範囲になるのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 地元の範囲ということでございますが、私ども、関係住民という言い方をしておりますけども。

(「関係住民、何でこれは地元住民って書いてあるの。」と渡辺委員)

○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 一般的には地元住民ということで申し上げておりますが、このたびの地元対応といたしましては、鳥取県が、民間業者が廃棄物処理施設を設置する際に、その説明の範囲、事前の手続きを定めた条例をつくっておられます。

中間処理施設につきましては、施設の想定の数地の境界から200メートル。そして最終処分場につきましては、同じく500メートルの範囲。で、最終処分場は、公共水域に排水を流すのか流さないのかですとか、そういったことがございますけども、基本的にはその距離だということ。これに加えて、後に行います生活環境影響調査ですとか環境アセスですとか、その結果によって一定の影響が認められる地域というのが、その条例の規定で定められております。

民間事業者が施設を設置しようとも、行政が設置しようとも、同じ施設になりますので、この県の規定を用いまして、その範囲が関係住民という範囲であるというふうに認識をしておるところでございます。

○中田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 だから、彦名何区何区になるとかっていうのは。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 彦名につきましては、10区、9区と9区―1、あと8区までですね。

○中田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 ということは、3つの区が該当するということですか。

(「4つ。」と生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長)

○渡辺委員 4つ。10、9、8…。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 10区、9区、9区―1と、あと8区の4つが該当します。

○中田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 私も和田浜工業団地があるんで、結局廃棄物業者さんが出てくると、同じ県の条例でやるんですけど。私どもの場合は、町が違うものですから別々にやるんですけど、どういう形式を考えておられますか。その4区の説明については。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 その自治会ごとに一つ一つの関係住民ということで、こちらにつきましては個別の説明会という形で考えております。

○中田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 そうすると、個別にやるというのはいいんですけども、説明会やって、これは先のことで分かんないんですけど、了となった場合は協定も結んでいかれるわけですね。それは私なんかは全部まとめて一枚で作るんですけど、別々に、方法としてそういうのはどういう形式なんですか。

○中田委員長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 少し話が進んでいるんで、少し整理をさせていただきたいと思います。

今日、御報告している選定経過の検証委員会の結果の地元説明の話と、今、渡辺委員がおっしゃっている具体的な、さらにその先だと思いますけど、事業実施に向けた地元説明会というのを少し分けて、お話をさせていただいたほうがいいと思って発言をさせていただきます。

今日、御報告している用地選定の検証委員会、これは御案内のとおり、広い意味での地元である彦名校区自治連合会様のほうから要求書というものが提出されて、それに基づいて意見調整委員会、そして意見調整委員会の答申に基づいてこの候補地の選定検証委員会というのを持たせていただいたということは御承知のとおりであります。

したがって、まずこの用地選定の検証委員会の結果、今日、御報告している内容につつま

しては、その取扱いについて、要求書の提出元である彦名校区自治連合会様のほうと、その取扱いを協議していかなければならないということで、今、担当課長のほうが御報告したとおり、現在、調整中であります。

彦名校区自治連合会のほうからは、次の段階の説明のやり方について、自治会単位でというようなことも想定しながら、具体的な内容を今後調整していきましょうということで今、現在話し合いをしているところであります。一応自治会単位でというのを想定した説明ということを我々想定しておりますが、具体的な日時、あるいは具体的なやり方についてはまだ調整中ということでもありますので、この場で確定的なことをお答えできる段階にないということでもあります。これは御理解いただきたいと思います。

そして今、渡辺委員が御質問された、地元の御同意がいただけるということが前提になるわけですが、事業を進めるとした場合に、地元の同意、あるいはその先にある、例えば環境保全協定といったようなものを想定した具体的な取り組みに向けた地元調整としての地元協議、これは関係住民ということになるわけですが、これについては、通常は自治会単位でやらせていただき、環境保全協定等について、どういう形に結ぶかというのはその協議の中で、それぞれの地元と御相談しながら決めていくというふうになるかと思っておりますので、御理解いただければと思います。以上であります。

○中田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 私、これを説明をきちんとして御理解いただくのが一番大切だと思っているんですね。どっちかっていうと。それがないと次の段階には進めないですし、これ以上のことができるかどうか分かんないんで。これ要望ですけど、どういうメンバーで説明に行かれるかっていうのも、よく西部広域で検討されて行かれたほうがいいと思いますよ。割と関係住民の人はそういうことにもこだわるんですね。結局。ある程度の方も同席してたっていうのにもこだわりますんで、そこら辺もきちっと考えながら対応をしていただきたいと思います。まあ、これは要望しておきます。

○中田委員長 答弁いいですね。ほかにございませんか。 山本委員。

○山本委員 資料2の25ページ、第3の検証結果のまとめのところでお聞きをしたいのですが。

1番として、用地選定委員会から組合に提出された答申の有効性についてという記述がございます。その中でかぎ括弧として、事後の検証において、選定結果に疑義が生じなかった場合は、例外的に有効になり得る。とされたことから、本委員会において検証することとなったという記述でございますが、地元の関係者の方は、そもそも利害関係者が用地選定委員会の議事に加わったことが問題であるというふうにおっしゃっているように私は思っていて、その結果云々ではなくて、その用地選定委員会の議事に加わったことが問題というふうに思っておられると思うんですが、この意見調整委員会のかぎ括弧の部分は、地元の関係者の方はそう理解をされているのでしょうか。お尋ねします。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 意見調整委員会の結果につきましては、地元の皆様にも当然お知らせいたしましたし、その上で検証委員会を設置して検証するという、そういう形でやらせていただくということは話をさせていただいた上で、このたびの検証をさせていただ

いたというような流れでございますので、御理解を頂戴できているものと考えております。

○中田委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。私は、そもそも参加されているのが問題であるということをおっしゃっていると思っていたので、幾ら検証されようとしても、その議事に加わったこと自体の問題っていうふうに思っていました。先ほどの関係者の方が疑義が生じなかった場合は例外的に有効だということで関係者の方に御理解いただけるのならば、この検証は有効になるというふうに思っています。その辺、確認をさせていただきたいと思います。

○中田委員長 いいですか、改めて確認ということで。生田ごみ処理施設整備課長。

○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 改めましてということになりますけども、このたび、そういった利害関係者が議事に加わっていたことが問題ではないかということがございましたので、冒頭説明をいたしました。用地選定委員会の選定の結果が、適切なものであったのかどうか。これにつきましては県外の専門家の方に御覧いただいて、その内容が適切であったと、妥当なものであったということで検証いたしましたので、そういったところも含めてきちんと説明させていただいて対応していきたいというふうに考えております。

○中田委員長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 私のほうからちゃんとお答えしたいと思います。

御質問の趣旨は、意見調整会議で出された見解と今回の選定の検証委員会の報告書の関係ということだと思います。

先ほど担当課長のほうからも御説明したとおり、地元のほうからは、当初の用地選定委員会の委員の中に候補地の関係者の方がいらっしゃった。これ、結果そうだったということなんです。ということで、そのことが選定の結果に大きな影響があり、選定そのものが疑義があるんじゃないかという御指摘を要求書の中で受けたということは、委員御指摘のとおりであります。

それがゆえに、それらの問題点を含めて意見調整委員会で調整を重ねたわけでもありますけども、意見調整委員会のほうからは、やはり結果とはいえ、選定委員会の中に利害関係者と評価し得る、そのことを否定できない者がいたことは、選定の結果に大きな影響があると言わざるを得ないということで、基本的には無効というふうになると考えられるけれども、その事後の検証を行って、その検証の結果、疑義が生じないと。その結果についての妥当性が検証されれば、必ずしも無効ということではなくて、有効になり得るものではないかという見解が示された。

この見解を、その段階で地元のほうにもお渡しし、あるいは御説明もさせていただいて、その後のやり方について御相談した結果、今回お示ししている候補地の選定の検証委員会という形のものを求めて事後の検証をし、そしてその検証結果に基づいて、その有効性について検討するという流れ、やり方でどうでしょうかということを御相談して、そのやり方で進めていただいて構わないということを地元自治連合会のほうからいただいておりますので、その結果に基づいて行われた今回の検証委員会の結果ということは、その内容についてはこれから御説明することになりますけども。その一連の経過も含めて、御承知、御理解いただいているというふうに考えておりますので、そういった意味で委員の御懸念である、そもそもこの検証委員会の有効性があるのかということについては、今、申し上げたような形で地元の理解を得て進めているもんだという

ことで、有効だというふうに考えております。以上でございます。

（「はい、分かりました」と山本委員）

○中田委員長　よろしいですか。

〔「はい」と山本委員〕

○中田委員長　ほかにございませんか。

~~~~~

### 3 閉 会

○中田委員長　それでは、ほかにはないので、なければ、これをもちましてごみ処理施設等調査特別委員会を閉会いたします。

（午前10時31分）

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

ごみ処理施設等調査特別委員長

中 田 利 幸